

労働災害のない職場づくりに向けた要請

県内における労働災害による死者数は、関係各位のご尽力により、増減を繰り返しながらも長期的には着実に減少しており、前年は、過去最少の25人となりました。

しかしながら、本年は、上半期に死亡災害が多発し、7月末日の時点において、全産業における死亡者数は、前年同期の10人を大幅に上回る19人（1.9倍・90%増）となり、近年にない傾向で発生しております。

特にこれまで労働災害防止活動に積極的に取り組んできた製造業、建設業などでも、前年を上回るペースで増加しており、経済・雇用情勢が緩やかに回復するなか、人手不足が顕在化し、企業の安全衛生管理体制の「ほころび」が懸念されます。

また、死亡災害の多くは、職場内で日頃定常的に行われている作業において発生しており、事前に対策を講じておけば防ぐことが出来た事例も多くみられます。

さらに、被災者の経験期間別では、3年未満が4割超を占め、作業に慣れてきた頃に被災する傾向がみられるため、作業の経験が十分でない労働者に対して、作業手順の遵守や効果的な安全衛生教育が必要です。

安心して働くことができる職場づくりは、人材を確保・養成し、企業活動を活性化する上でも、大きなメリットをもたらします。

事業者の皆様におかれましては、上記の労働災害増加の背景と併せ、こうした点も考慮いただき、誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するために、職場の安全衛生活動を今一度総点検していただくよう要請いたします。

その上で、労使の皆様をはじめ、関係者が一体となって以下の取組を徹底し、労働災害防止に努めていただきますよう、併せて要請いたします。

失われた命が戻ることはありません。

- 1 経営トップによる安全衛生方針の表明及び経営トップの参加の下に職場の安全パトロールを実施するなど、職場内における安全衛生活動の総点検を実施すること
- 2 作業主任者、職長等は、作業中の労働者を直接指導又は監督する者として重要な立場にあることを自覚し、適正な作業方法の決定、労働災害を防止するための職務を確実に励行すること
- 3 作業手順の遵守並びに再教育を含めた個々の労働者の状況に即した効果的な安全衛生教育を実施すること

令和6年8月27日

兵庫労働局長

赤松俊彦